

県 廃 対 協 第 4 号
平成14年11月11日

岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト
促進協議会 会長 中 村 保 様

岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会
会 長 久保田 弘



協議依頼の結果について

平成14年6月26日依頼のありました事項について、検討した結果を別添文書にて各会員宛通知することとしましたので報告します。

県 廃 対 協 第 9 号
平成14年11月5日

会 員 各 位

岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会
会 長 岐阜市環境部長 久保田 弘

公共下水道等整備地区における普及促進指導について（通知）

初霜の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、先般、「岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会」から、合併浄化槽を下水道等に繋ぎ込むことについて、本対策協議会における協議依頼（別紙参照）がありました。その結果、それに対する考え方を下記のとおりとりまとめました。

会員各位におかれましては、公共下水道等整備地区において普及促進指導される場合には、下記のことにご留意し運用されるようお願いいたします。

記

現在の合併処理浄化槽については、技術改善が行われ、家庭雑排水の全てが高度処理可能となり、適切な維持管理の下では、その放流水は公共下水道等と同等の水質を確保できる程までに向上しております。このため、国は浄化槽法で合併処理浄化槽の設置を義務付け、また、汚水衛生処理率の向上のため、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽等がそれぞれの特徴を活用し、役割分担することが必要であるとしています。

一方、今日の工場・事業場等の廃水については、処理施設による適切な処理、工程の改善等により、環境への負荷量の低減化が図られてきました。また、同時に公共下水道等が整備されたことにより、従来の工場・事業場排水に代わり、家庭等からの雑排水が、河川等の水質汚濁の主原因として問題にされております。

したがって、公共下水道等が整備された場合、環境保全の観点から、家庭雑排水が未処理である単独浄化槽や汲取り式便所を使用する家庭等については、優先的に公共下水道等に接続するよう、行政として指導していく必要があります。

なお、公共下水道処理区域内においては、家庭汚水は滞りなく公共下水道に接続し処理するものと考えております。

いずれにしましても、本協議会員の市町村におかれましては、公共下水道等の部局とも十分に連携をとりながら進めていただくようお願いいたします。

担当：岐阜市環境部環境管理課 名和
電話 058-265-4141 内線 6273
ファクス 058-262-1483
E-mail：ka-kanri@city.gifu.gifu.jp